

## 措置解除時・措置解除後の対応について（相模原市）

- 精神障害者及びその家族の支援については、精神保健福祉法第47条（相談指導等）及び第49条（事業の利用の調整等）に都道府県等及び市町村の役割が位置付けられ、障害者総合支援法においても地域生活支援事業として相談支援に係る事業が位置付けされており、地域における支援体制は、こうした仕組みにおいて整備が図られているところ。
- 一方、精神保健福祉法第29条において、措置入院は精神障害者の医療及び保護のために都道府県知事等が行う措置として位置付けられているところ。
- こうしたことから、精神障害者の地域生活を継続的に支援するためには、地域における支援の実施者と措置入院の措置権者との連携が肝要。
- 措置入院における症状消退届については、措置入院を継続するかどうかの視点に立って、病院管理者から措置権者に提出されるものであるが、精神障害者の適正な医療及び保護の視点からすれば、症状消退届提出前のできる限り早い段階で、継続的な医療の確保や生活面での安定に係る情報について、精神科病院と措置権者及び地域における支援の実施者が共有することが症状の再発予防上重要と考えられる。
- このため、精神障害者の適正な医療及び保護を目的とした情報が、症状消退届の提出前に精神科病院から措置権者及び地域における支援の実施者に提供される仕組みを確立することが必要である。  
また、措置権者が退院後の支援を継続的に行うことには課題があるので、地域における支援の実施者が中心となって継続的な支援を行う仕組みを明確化することが必要ではないかと思われる。